

指定居宅療養管理指導事業所

兼松病院 運営規程

(事業の目的及び運営の方針)

- 第1条** 要支援・要介護状態等にある利用者が、居宅において自立した生活を営むことができるよう、居宅を訪問して病状、心身の状況、置かれている環境等を把握し、介護支援専門員（ケアマネジャー）に居宅サービス計画等の作成に必要な情報を提供するとともに、利用者及び家族に療養上の管理・指導・助言等を行い、利用者の療養生活の向上を図るものとする。
- 2** 事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと、緊密な連携に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第2条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- | | |
|----------|-----------------------------|
| 一 名 称 | 医療法人 愛生会 兼松病院 指定居宅療養管理指導事業所 |
| 二 事業所所在地 | 鳴門市撫養町芥田字大堤54番地 |

(職員の職種、員数及び職務内容)

第3条 事業所に勤務する職員の員数及び職務内容は、次のとおりである。

- | | |
|-----------|---------------------------|
| 一 職 種 | 医師、薬剤師、管理栄養士 |
| 二 員 数 | 医師 6名 ・ 薬剤師 1名 ・ 管理栄養士 1名 |
| 三 職 務 内 容 | 居宅療養管理指導の提供 |

(営業日及び営業時間)

第4条 事業所の営業日及び、営業時間は次のとおりとする。

- | | |
|--------|---|
| 一 営業日 | 月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び、12月31日から1月3日までを除く。 |
| 二 営業時間 | 午前8時30分から午後5時30分までとする。 |

(事業の実施地域)

第5条 通常の事業実施地域は、鳴門市全域とする。

(事業の内容)

第6条 居宅療養管理指導の内容は次のとおりである。

<医師>

- 一 要支援・要介護者または家族からの介護全般に関する相談等に応じる。
- 二 介護支援専門員（ケアマネジャー）に対し、居宅サービス計画の作成等に必要な情報を提供する。
- 三 要支援・要介護者または家族に対し、居宅サービス利用上の留意事項や介護方法の指導・助言を行う。
- 四 その他、療養生活向上のための指導・助言等を行う。

<薬剤師>

- 一 医師の指示に基づき薬学的管理指導計画を作成し、訪問等を行い、常に利用者の病状および心身の状況を把握し、継続的な薬学管理指導を行う。また、医薬品が要支援・要介護者のADLやQOLに及ぼしている影響を確認し、適切な対応を図るなど居宅における日常生活の自立に資するよう適切に指導・助言等を行う。
- 二 訪問等により、行った居宅療養管理指導の内容は、速やかに記録を作成するとともに処方医等および必要に応じ介護支援専門員、他のサービス事業者に報告する。

<管理栄養士>

- 一 要支援・要介護者について、栄養ケア計画に従った栄養管理に係る情報提供及び栄養食事相談又は助言を行う。
- 二 介護支援専門員（ケアマネジャー）に対し、居宅サービス計画の作成等に必要な情報を提供する。
- 三 要支援・要介護者または家族に対し、居宅サービス利用上の留意事項や介護方法の指導・助言を行う。

(利用料等)

第7条 居宅療養管理指導を提供した場合の利用料は、次のとおりとする。

- 一 居宅療養管理指導を実施した利用者からは月に1ないし2回、介護保険の法定利用料に基づく金額を徴収する。
- 二 居宅療養管理指導に要した交通費等については、実費を徴収する。

2 前項の費用の支払いを受ける場合は、利用者または家族に対して事前に説明し、支払いを受けるものとする。

(苦情処理)

第8条 居宅療養管理指導等に関わる苦情が生じた場合は、迅速かつ適切に対応するとともに、必要な措置を講じる。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第9条

1. 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待等の防止のため、「虐待防止のための指針」を整備し、次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 虐待防止検討委員会を定期的で開催し、虐待等の発生防止、早期発見や虐待等が発生した場合は、その再発を確実に防止するための対策を検討する。
 - (2) 虐待等防止に向けて、専任の担当者を配置すると共に、従業者に対する研修を定期的実施する。
2. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員または擁護者（利用者の家族等、高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに之を市町村に通報するものとする。また、市町村等が行う虐待等に帯する調査等に協力するよう努める。

(その他運営に関する重要事項)

第10条 健康保険法、介護保険法等を遵守し業務を行う。

- 2 諸般の事情により指導に困難が生じた場合は、連携医療機関を紹介する等、必要な対応を行う。
- 3 提供した居宅療養管理指導の内容については、速やかに診療録に記載する。
- 4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、医療法人 愛生会 兼松病院と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(附則) この規程は、平成12年 4月 1日より施行する。

平成27年 6月 1日改訂

令和 2年 7月 1日改訂

令和 2年11月 1日改定

令和 6年 6月 1日改定